

## 菊池事件

— 死刑執行後再審請求を検察官に要請することの意味 —

### 1 ハンセン病問題と菊池事件

ハンセン病問題とは病気や治療の問題ではありません。私たちのこの国が100有余年にわたって犯し続けた過ちによる患者隔離政策。いまだにそれがもたらした未曾有の人生被害を回復していない、再発防止のための政策を貫徹していない、はびこらせてしまった差別・偏見を払拭していないという、社会問題であり政治問題であり法制度上の問題です。そのようにハンセン病問題基本法（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律）は規定しました。このハンセン病問題の刑事司法における最大の負の遺産が「菊池事件」です。

菊池事件はハンセン病差別がなければ、いや少しでもそれが弱ければ生じることのなかった誤判冤罪です。ハンセン病違憲国家賠償訴訟判決（※1）は、私たちの国には誤った法律（「らい予防法」のこと）と政策（ハンセン病患者隔離政策のこと）に主導されたハンセン病差別が蔓延していて、関連する法律や法的手続がことごとく差別と偏見に満ち満ちたものであったことを歴史的事実として明確にしました。この菊池事件の冤罪被害者もハンセン病に罹患しているとして、捜査及び公判さらには死刑執行まで一貫して差別的な刑事司法を強いられました。

逮捕・取調時における被疑者の権利を剥奪し、隔離施設であるハンセン病療養所内の特設法廷によって裁判公開の原則を踏みにじりました（※2）。刑事裁判における実質的な当事者権・弁護権の保障はなく、刑事裁判の鉄則である厳格な証拠主義にも違反しました。

罪を争ったにもかかわらず第1審の死刑判決書は6枚で争点提示も争点に対する判断理由も示すことはありませんでした。控訴審は2枚で死刑判断の理由は3行。死刑判決を確定させた上告審判決は3枚で「原判決が所論のごとく偏見と予断により事実を認定したと認むべき資料も存しない」としました。

だが明らかにこの刑事裁判は、手続においても証拠評価においても、ハンセン病への「偏見と予断」の中にあつて、その「差別と予断」を「健全な社会常識」だと誤解してなしたものだ。ただそれとは気づかずにしてしまった誤判冤罪による死刑です。

### 2 菊池事件の経過

この事件の冤罪被害者は昭和26年ハンセン病であるとされてハンセン病療養所への入所勧告を受けます。当時第2次無らい県運動（※3）の真っ只中でした。それゆえハンセン病療養所は終生絶対隔離の収容所。町中からハンセン病患者を炙りだし狩り込んで一生閉じ込めておく場所でした。彼は母と幼い同胞の生活を守るため家族の柱として働いていました。ハンセン病を否定しハンセン病療養所への入所を拒み続けました。

その8月いわゆるダイナマイト事件（※4）が発生します。この事件で逮捕され彼は否認しますが、翌27年6月療養所内の特別法廷で懲役10年の有罪判決を受けます。控訴後に彼は、こんな無茶な裁判があるか、ハンセン病療養所に一生隔離されてたまるかと逃走します。その逃走中に殺人事件が発生し、殺害犯人にされてしまいます。

その後の経過は次のとおりです。

昭和28年9月29日第1審死刑判決、同29年12月13日控訴棄却、同32年8月23日上告棄却され、死刑判決が確定します。

この事件の捜査・裁判の問題点が世に知られるところとなり、裁判のやり直しと死刑を阻止するための運動が大きく盛り上がります。多くの善意の人々の支援によって第1次再審請求から第3次再審請求までの手続がとられます。

しかし第3次再審請求に対する判断が下される直前の昭和37年9月11日、死刑執行命令の許諾が秘密裏になされ、その2日後の13日に第3次再審請求は棄却され、翌14日13時7分に死刑が執行されます。

これは再審請求裁判所の再審請求棄却の結論が事前に法務省に伝えられ、その意を受けて法務省が死刑執行の段取りを組んだ、あるいは法務省の死刑執行の予定が事前に再審請求裁判所に伝えられ、その意を受けて再審請求棄却がなされたことのいずれかの存在をうかがうことができます。

いずれにしてもその日はまだ第3次再審請求に関する即時抗告期間中です。彼には即時抗告をするという具体的な権利が与えられていたはずですが、しかしその権利行使の機会を奪われて、死刑が執行されました。

### 3 国の刑事司法における

#### 正義のあり方を問う

その時点において収集でき提出され取り調べることのできた証拠だけによって、裁判はなされます。そこで裁判官が確信できるとして認定する事実には、常に限界が存します。判決はいわゆる「真実」ではなく、その時々で作られる裁判官の過去の出来事に関する「仮説」にすぎません。ですから裁判には誤りがつきものです。そのために裁判には再審という制度によって正義を回復する手続が認められています。裁判は国の正義を体現するものです。その裁判の誤りを正す手続は、裁判が国の正義を体現するものであればこそ機能的かつ実効的でなければなりません。とく

に刑事裁判にあつての再審請求手続は、誤判冤罪によって国の犯した人身、人命に対する罪を是正する唯一の手段として、国の正義の根幹を担うはずの手続です。

近時多くの再審請求手続において、捜査・検察が何十年と隠し続けてきた無罪証拠が開示され、誤判冤罪が次々に明るみに出ています。ただ死刑執行後再審にあつては、国が最も利害を有するその人をすでに処刑しているという決定的な事情があります。そのことが再審請求であり誤判是正手続の、大きな壁となっています。この菊池事件にもまた同じ壁が立ちはだかっています。

刑事訴訟法は再審請求権者の筆頭に検察官を挙げています。私たちは法を通じて検察官に犯罪を起訴し適正な刑罰を科するとともに誤った有罪判決を是正する権限と任務を委ねています。ですから検察官は私たちに代わって、再審請求手続を執り行う権限を持ち義務を負っています。私たちは誤った有罪判決があると考えるとき、検察官に再審請求をするように求めることができますし、これを行うことこそが私たちの義務でもあると考えます。

憲法が国民に保障する自由及び権利にかかわる裁判の誤りは、最終的には私たちの手で是正しなければなりません。とりわけ国の刑事司法における正義は私たち国民が「不断の努力によって」保持しなければならない。私たちひとり一人が担わなければならない憲法上の義務だ。そのように考えて菊池事件の再審運動をはじめました。

私たちは来る11月7日熊本検察庁に菊池事件再審請求要請書を提出し、検察官にこの事件の再審請求手続を進めるように求めます。これに対して検察官が適切に対応しないのならば、私たちは国民の「義務として、再審請求を求め、また新たな再審請求のシステムを再構築しなければならないとも考えています。

この運動は私たちの国の刑事司法における正義のあり方を問うものであることにご理解をいただき、みなさまの賛同と、大いなるご支援をいただきたいと存じます。(八尋光秀)

(※1) ハンセン病に罹患した患者を伝染のおそれがあるとして隔離することを認めた「らい予防法」が、日本国憲法に違反するとして1998(平10)年7月31日熊本地裁に提訴された国家賠償訴訟。2001(平13)年5月11日に原告全面勝訴。判決は「らい予防法」は日本国憲法に明らかに違反すること、遅くとも1960(昭35)年以降は厚生大臣(当時、現厚生労働大臣)の患者隔離政策が、また、1965(昭40)年以降は国会議員の立法不作為が、いずれも違法且つ有責であって不法行為が成立するとし、すべての患者に対し、隔離と差別によって取り返すことのできない極めて深刻な人生被害を与えたと認定した。

(※2) 療養所内の特設法廷で公判廷を行うということは、いわば「非公開」の状態を意味した。しかし「法廷」は「消毒液のにおいがたちこめ、被告人以外は白い予防着を着用し、ゴム長靴を履き、裁判官や検察官は、手にゴム手袋をはめ、証拠物を扱い調書をめくるのに火箸を用いた」(1955年3月12日上告趣意書)という。

(※3) 1931(昭6)年の「らい予防法」公布により、ハンセン病患者の絶対隔離政策が実施され、ハンセン病を根絶させるため行われた、患者を摘発・施設に強制収容するという官民一体となった「無らい県

運動」。日中戦争開始頃から戦時体制に組み込まれ組織的、体制的に推進された。戦後、治療薬プロミンの登場など状況の変化にも関わらず、1950(昭25)年からは「第2次無らい県運動」として都道府県別に未収容患者の実態調査を行い、厚生省の指示のもと、周到かつ過酷な隔離絶滅政策が行われた。これらのなかで「らいは極悪の伝染病」という偽りの情報が繰り返され、患者だけでなく、その家族、親戚まで、社会生活のあらゆる局面で差別を受けることになった。

(※4) 「菊池事件」は1951(昭26)年に熊本県菊池郡で発生した爆破事件および殺人事件を指すが、その第一の事件。8月1日、熊本県菊池郡(現・菊池市)の村役場衛生課職員の自宅にダイナマイトが投げ込まれ、職員とその子供が軽傷を負う。容疑者とされた住民の男性(当時29歳)は、ハンセン病患者として県に報告されたことを逆恨みしての犯行とされた。

これから検察に再審請求をするよう求める署名活動を行っていくそうです。準備が整い次第HuRPでも呼びかけていきたいと考えています(HuRP)。

#### ◇日本社会と憲法～法学館リレー対談2◇

### 裁判員制度と憲法、さらには死刑との関係

「日本社会と憲法」の第2回は、「裁判員制度と憲法、さらには死刑との関係」と題し村井敏邦・大阪学院大学教授が講演され、その後、浦部法穂・法学館憲法研究所顧問(＝神戸大学名誉教授)と対談した。

村井教授はまず、裁判員裁判の意義を考えるにあたり、刑事法と刑事裁判の目的について、刑法は国家の刑事法上の権利を保障するものではなく、「疑わしきは被告人の利益」という推定無罪を原則とし、その権利を制約することを趣旨とすると述べた。次いで、裁判員法1条を読み上げ、被告人の権利について言及がないことを問題だと指摘。しかし、現行の裁判官による裁判への不信感の解消、また推定無罪の原則など司法に対する国民の理解の増進のため、と条文を読み込むことで裁判員制度の意義を見出すべきだと積極的な考えも示した。

村井教授は、裁判員制度よりも陪審員制度を支持するという。英米などでは、陪審員は主に事実認定を行い、それは、裁判官の干渉なく進められる。教授は映画『12人の怒れる男』を観て感銘を受けたことを回想し、世間をろくに知らないエリート裁判官の知識だけに頼るのではなく、さまざまな人の客観的意見が加わることで、裁判で争われる事実が解明されていくことの意義を語った。

憲法上の被疑者・被告人の権利保障については、日本の明治憲法下で実施された陪審員制度での問題点や、2008年から実施され実質的な改善が進む韓国の国民参与裁判制(将来は陪審員制を志向)を例に挙げ、公平で迅速な裁判所での裁判の保障や、被告人の裁判員裁判の選択権が認められるべきことが解説された。また村井教授は、評議の方式が、特に死刑選択について単純多数決制であることを

問題視し、絶対多数の評議方式が必要だと話した。

裁判員の権利義務については、参加における自由な選択権がないこと、特に良心的拒否について、苦役ではないという最高裁の決定などを紹介し、直接的義務ではないにしろ、権利と義務は表裏であることにも注目した。他方、思想信条など宗教的な理由による裁判員への参加拒否については現在配慮がなく、事前ケアなどシステム化されるべきだと述べた。また、量刑判断のある裁判員制度で、特に死刑裁判における裁判員の負担感が懸念されるわけだが、村井教授は次のように述べた。

「私は死刑廃止論者だが、死刑判断を要する裁判に裁判員として選ばれた際には、あえて参加をし、死刑に票を投じない」。そして、このような問題が現存する中で、死刑裁判に裁判員制度を用いること自体が間違いであると指摘した。死刑に反対する身としては、その考えに強く共感した。

後半、浦部法穂教授との対談では、裁判員制度の位置づけ―主権者の義務か参政権と同等の権利か、裁判員の職務についての強制性についてなどが議論された。印象的だったのは、日本人の約70%が裁判員になりたくない



△村井敏邦 教授

という現状についての、村井教授の言葉だ。「他人の人生を左右する重大な裁判に裁判員として参加し意見するのは、確かに大変なことだ。しかし特殊な権力(国)にだけ、その判断を任せておいていいのか。よりよい司法が運用されるために、自分たちが司法に参加し意見しなければ」。

現行の裁判員制度には、改めるべき点が多々ある。しかし両氏ともに、国民の司法参加に大きな意味があり、民主主義の下、権力の行使に対してどう国民の意見を反映させていくのかが課題だと強調していた。(も)

#### 【書籍紹介】

『新しい東アジアの近現代史 上 国際関係の変動で読む 未来をひらく歴史』

『新しい東アジアの近現代史 下 テーマで読む人と交流 未来をひらく歴史』

日中韓3国共同歴史編纂委員会 編 2012年9月刊行、2,625円(税込)

本書は、日中韓3国の研究者、教師、市民により編まれた歴史書である。東アジアに平和の共同体を作るという共通の課題をもち、東アジアの近現代史を、世界史の流れと関連させて体系的に理解するための上巻、下巻では、その中で生きる民衆の具体的な生活と交流を主題別に扱う。昨今の日中韓関係の軋みの中で、私たち日本人の歴史的良識を自覚することが強く求められている。本書はそのまたとない教材であろう。



【編集後記】▶今月の「菊池事件」と「裁判員制度と憲法、さらには死刑との関係」は、どちらも「疑わしきは被告人の利益」という刑事裁判における「推定無罪の原則」を再考させる記事だ。▷今月のカット「国連の日」とは1945年のこと。平和とは、人権とは…。周りの人たちと改めて語ってみるのもいいかもしれない。(望)



特定非営利活動法人 人権・平和国際情報センター Human Rights and Peace Information Center Japan  
〒171-0014 東京都豊島区池袋2-17-8 丸十ビル402号 TEL & FAX 03-6914-0085  
E-mail : hurp@hurp.info URL : http://www.hurp.info/